

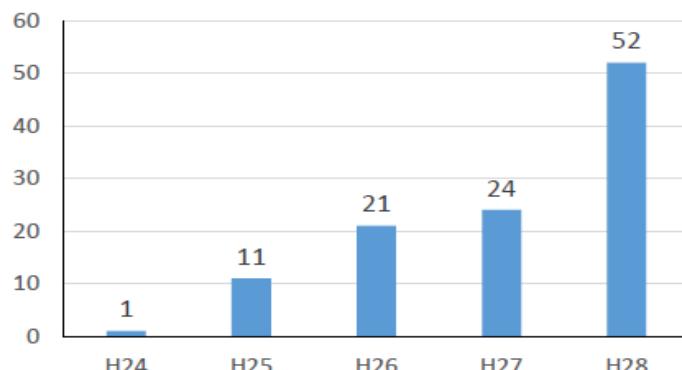
モバイルバッテリーの規制対象化について

- 近年事故が多発しているモバイルバッテリーについて、平成30年2月1日付けの通達改正により、**電気用品安全法**の規制対象となりました。（経過措置期間：1年間）
- 平成31年2月1日以降は、**PSEマークの無いモバイルバッテリーは販売禁止**（流通在庫を含む）となりますのでご注意ください。

1. 通達改正の背景

- ① 電気用品安全法の規制対象品については政令で定義され、運用上の詳細は、通達において公開されているが、モバイルバッテリーの対象・非対象については、改正前の通達ではどちらとも読める内容。
- ② しかしながら、モバイルバッテリーについては、近年、事故が急増しており、また電子機器の外付け電源として用いられるリチウムイオン蓄電池そのものと解されることから、今回、通達を改正し、規制対象であることを明確化した。

年度別 モバイルバッテリー事故発生件数



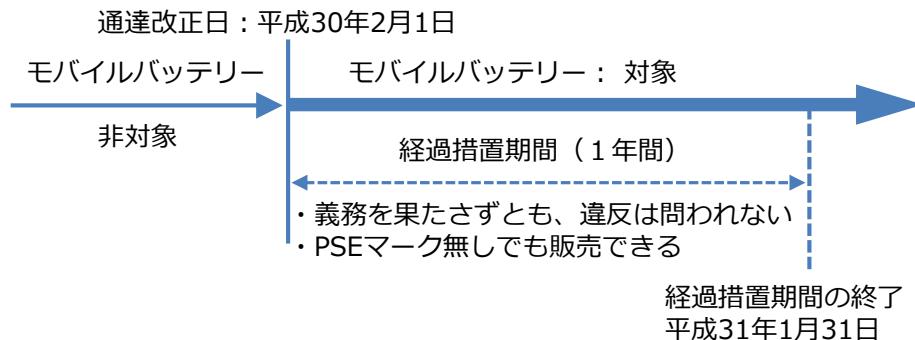
出典：平成28年度 事故情報収集・調査報告書、平成29年10月、製品評価技術基盤機構（NITE）

2. 経過措置期間

今回の規制対象化により、モバイルバッテリーは、技術基準適合や、出力電圧・外観について全数検査などが新たに義務付けられ、これらの義務を果たした証であるPSEマークの付されたモバイルバッテリーの販売が義務付けられる。

このため、事業者の準備状況を踏まえ、平成31年1月31日までの1年間を経過措置期間とし、この間は、これまでの扱い（技術基準違反に問われない、PSEマーク無しでも販売できる）によることもできるとする。

改正・経過措置期間のスケジュール



モバイルバッテリーによる事故にご注意

- 経済産業省では、近年事故が急増しているモバイルバッテリーを平成30年2月に電気用品安全法の規制対象としました。
- 経過措置期間の終了する平成31年2月1日以降、PSEマーク表示の無いモバイルバッテリーの販売は禁止されますので、違反品にご注意ください。



～PSEマークとは？～



電気用品安全法の規制対象となる電気製品は、国が定めた一定の安全基準などを満たしている場合にPSEマークが表示できます。PSEマークが表示されている製品は店頭にて販売・陳列が可能になります。安全な製品を選ぶためにもPSEマークを確認しましょう。

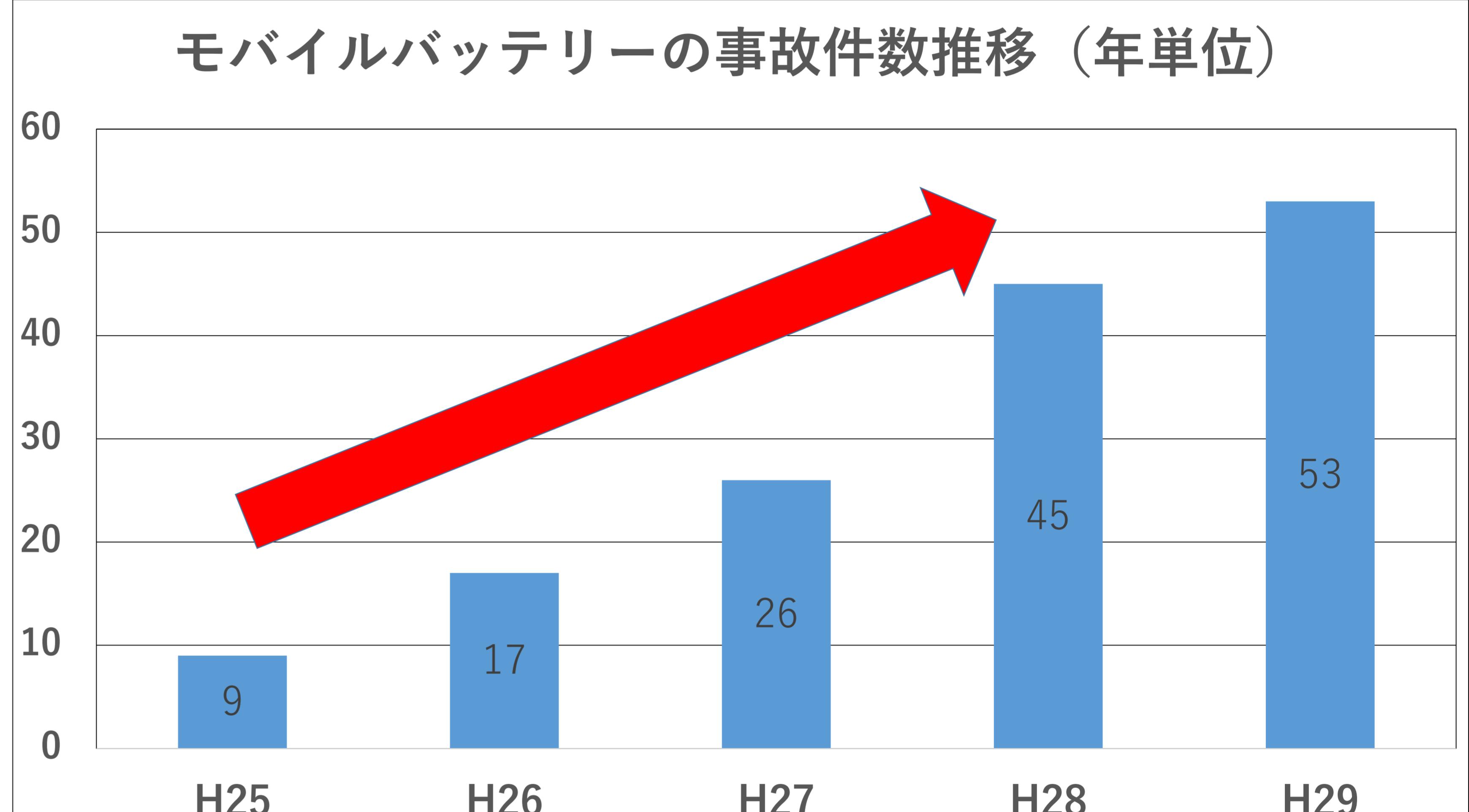
モバイルバッテリーの事故件数の推移



出典：NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

実際に発火するモバイルバッテリー（再現）

右のグラフからわかるように、年々モバイルバッテリーによる事故は増加しています。H25年からH29年の総数は150件に及びうち約7割が火災を伴う事故が発生しています。



事事故例と事故対策

モバイルバッテリーの事故事例としては以下のようなものがあげられます。

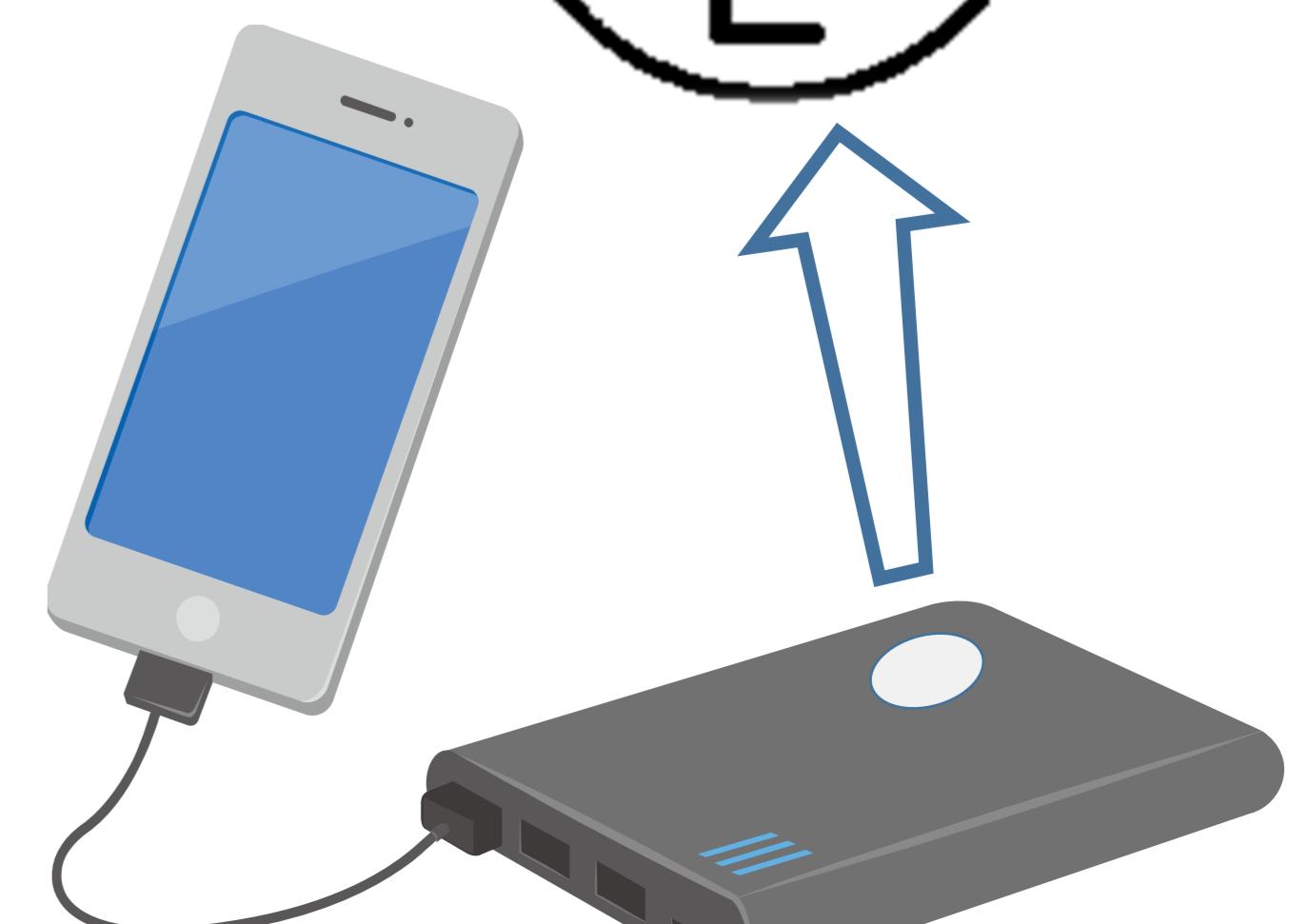
- ◆ズボンのポケットにモバイルバッテリーを入れた状態で転倒し、外部からの衝撃により内部ショートが生じ、異常発熱により火傷を負った。
- ◆リコール品と知らず充放電を繰り返すうちに内部ショートを起こし火災が発生した。
- ◆モバイルバッテリーを充電しながら就寝していたところ、内部ショートが生じ、周囲の可燃物に引火する火災が発生。

使用の際には以下の点にご注意ください。

- リコール品でないか確認
- 充電中の使用は避ける
- コネクターなど端子が曲がったものは使用しない
- 製品本体に強い衝撃を加えない
- PSEマークが表示されているか確認する
- 就寝中などの充電時は周囲に可燃物を置かない



CHECK !



経済産業省